生活困窮者自立支援制度

・「生活困窮者自立支援法」の施行（平成27年4月１日）
・「第2のセーフティネット」を拡充し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う

生活困窮者

相談窓口

自立相談支援事業

包括的・継続的な支援

アセスメント ⇒ 自立のためのプラン作成 ⇒ 評価

早期把握 ※アウトリーチ含む

個々の状況に応じた支援

フォローアップ

各分野の支援事業・支援機関

本法に基づく支援

居住確保支援
◆「住居確保給付金」の支給

緊急的な支援
◆一時生活支援事業

就労支援
◆自立相談支援事業（就労支援）

◆就労訓練事業
・民間事業者による独自事業
・本市は事業者の認定事務及び周知、啓発を実施

◇ハローワークとの一体的支援

その他
◆学習等支援

その他の支援

本法以外の各種制度・サービスによる支援

民生委員による見守り・ボランティアなどインフォーマルな支援

生活困窮状態からの脱却